

○殿本マリ子委員長

ただいまから文教民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されました事件は、御配付しております付託事件のとおりです。

審査の方法は、議案番号順に審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、議案第86号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○津田伸一子ども家庭応援部長

議案書の21ページをお願いいたします。議案第86号岸和田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本条例の制定理由でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営については市町村の条例で定めることとされたことから、条例を制定するものでございます。

それでは、条例の概要につきまして御説明申し上げます。23ページをお願いいたします。

第1条は、この条例制定の趣旨について定めております。

第2条及び第3条は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、事業者等について定めております。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

○殿本マリ子委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○田中市子委員

今回の条例案にある岸和田市乳児等通園支援事業について質問いたします。

乳児等通園支援事業、いわゆることでも通園制度の概要について、まずお答えください。

○松阪正純子育て施設課長

今回、乳児等通園支援事業、いわゆることでも誰でも通園制度ですけれども、こちらは国のことでも未来戦略に基づきまして、子ども・子育て支援法によります新たな給付といたしまして、令和8年度から全国の自治体において実施されるものになっております。

事業の目的といたしましては、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対しまして、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するためのものとされております。

具体的には、生後6か月から満3歳未満の保育所や認定こども園に通っていない未就園のお子様を対象に、一定時間の範囲内で、保護者の就労要件を問わず通園できる制度となっております。

○田中市子委員

認定こども園等に通っていない子供を対象にした通園の制度としては、本市では既に一時預かり事業を実施しておりますが、その違いは何でしょうか。

○松阪正純子育て施設課長

児童を一時的に預かるという点では同じでございます。ただ、事業の目的が異なつております。一時預かり事業につきましては、就労、冠婚葬祭、リフレッシュなど、保護者の立場からの必要性に基づきまして実施されるのに対しまして、今回の乳児等通園支援事業につきましては、子供の育ちを支援することが主な目的、内容となっております。

また、一時預かり事業につきましては、実施、未実施につきましては自治体の判断となります。しかし、乳児等通園支援事業につきましては、全ての自治体での実施が義務づけられております。これらが相違点となります。

○田中市子委員

保護者の必要性か子供の育ちのためかという理念の違いと、今回の乳児等通園支援事業は国の事業として全自治体で実施しなければならないという点が違うとのことでした。

必ず来年4月にはスタートしなければならないということになりますが、実施に向けてのスケジュールはどのようにになっているか、お答えください。

○松阪正純子育て施設課長

令和8年4月からの実施に向けて、今後、施設の認可、確認などを定めました規則の制定のほか、事務フローの整理、また、市民への周知、認定申請の受付け、支給認定証の交付、こういったものが今後必要になってきます。

○田中市子委員

4月スタートとなると、なかなかタイトなスケジュールです。また、施設の認可とか市民からの申請への対応など、実務もなかなか大変かと思います。同時に、こども誰でも通園制度という通称のほうが先行しております。誰でも簡単に利用できるような誤解も生みやすいかなと思います。利用できる時間数であったりとか、6か月から満3歳未満しか対象ではないことや、事前の面談が必要であることなど、制度の詳しい内容や利用方法について、分かりやすく丁寧な情報提供が必要になってくると思いますので、その点も併せてよろしくお願ひいたします。

また、こども誰でも通園制度について、

試行も行われているというふうに聞いておりますので、全国的な取組状況はいかがでしょうか。また、本市では今後、4月からスタートして、実際にこども誰でも通園制度を実施する施設はあるのか、この辺りについてお答えください。

○松阪正純子育て施設課長

国では、先ほどもお伝えしましたけれども、令和8年度からの本格実施に向けて、令和6年度と令和7年度の分につきまして試行的事業として取り組んでいるところでございます。全国では、8月現在ですけれども、259の自治体で実施予定であります。府内では、大阪市、堺市、豊中市など14自治体で試行的事業が実施予定でございます。

続きまして、本市での今後の状況でなければ、まず公立施設2か所と、また、実施を希望する民間園での実施を検討しているところでございます。

○田中市子委員

全国の自治体数であったりとか府下の自治体数からすると、試行に取り組んだところは非常に少ないなと感じます。必要性があって、待たれていたような事業なら、もっと多くが取り組んでいたのではないかなというふうに思うところです。

こども家庭庁は、2024年度の試行事業実施自治体、また事業者、保護者を対象にした調査研究を行っており、今年3月にその報告書が公表されております。それによると、国基準の月当たりの利用時間上限は月10時間ですが、それを超えての利用が35.9%あったとのことです。保護者からは、利用時間が短いと。保育者からは、時間が短いため子供が環境に慣れることが難しい、子供の様子や特徴を把握することが難しいというような声が多く、この理念とされている子供の育ちのためということからは乖

離したものになっているのではないかなど感じます。

また、保育者の7割は、子供や保護者にかける事案とか労力が増えたと。また4分の1は、日々の業務負担が増え、子供と向き合う時間が減っているなどと訴えております。こういった中で、でも国が実施するのが義務とされておりますので、4月からスタートするわけですが、こども誰でも通園制度の実施に当たっては、何よりも児童の安全が重要だと思います。その点についてはいかがでしょうか、お答えください。

○松阪正純子育て施設課長

実施に当たりましては、保育士の配置基準、施設の設置基準など、当然にこれらを遵守する必要があります。児童の安全、当然これは第一となってきますことから、実際の児童の受け入れ時期に当たりましては、施設の運営状況も加味しながら、適宜判断してまいりたいというふうに考えております。

○田中市子委員

こども誰でも通園制度に向けた議論では、当初は一時預かりの強化と普及、こういったことをどう進めていくかというのが国でも出発点であったようです。ところが、それが後景に押しやられた形になってしまい、今回のことども誰でも通園制度の実施になったようあります。

本市では既に一時預かりの制度があって、そして、これが市民の中にも一定定着しており、利用希望も多く、なかなか利用したくてもできないぐらいだと、もっと多くの園で実施できないかというような声もあったところであります。私たち日本共産党議員団も議会でその充実を要望してきたところであります。本市のような自治体では、一時預かりをより充実させていくことこそが求められるものだったのではないかなど

いうふうに感じております。

とはいって、国の制度として実施が必須となった乳児等通園支援事業、まずは安全が十分に守られるようにということを要望して、質問を終わります。

○殿本マリ子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第86号の質疑を終結します。

次に、議案第92号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○田中貞行消防長

議案書71ページをお願いいたします。議案第92号岸和田市火災予防条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

改正の理由につきましては、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災の教訓を踏まえた消防防災対策の推進に際し、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等による林野火災予防の実効性の確保等を図ることから、関係する規定の整備を図ろうとするもののほか、その他所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

内容につきましては、議案書73ページをお願いいたします。

第29条におきまして、火災に関する警報は消防法第22条第3項に規定するものであることを明確に規定することとしました。

続きまして、第29条の8において、市長は、林野火災の予防に関する注意報を発することができることとともに、当該注意報が発せられたときは、本市の区域内にある者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととしたほか、林野火災発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限に関し、努力義務の対象となる区域を指定することができることとしました。

さらに第29条の9として、市長は、林野

火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとしました。

また、第47条では、消防長は、火災と紛らわしい煙等を発生するおそれのある行為等について、それぞれ届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとしたほか、火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為にたき火が含まれていることを明確に規定することとしました。

なお、附則といたしまして、この条例は、一部を除き、令和8年1月1日から施行することとしています。

○殿本マリ子委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○岩崎雅秋委員

連日、山火事が報道されていて、重要な条例の一部改正と考えています。

まず、注意報と警報、2つありますが、その発令基準をお示しください。

○小口修平予防課長

林野火災注意報がどのような場合に発令されるかという御質問についてお答えします。

林野火災の予防上、注意を要する気象になった場合に発令することとしています。具体的には、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下、または、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、乾燥注意報が発表されている場合に注意報を発令することを考えています。

林野火災に関する警報に関しましては、林野火災の予防上、危険な気象状況になった場合に発令することとしています。具体

的には、林野火災注意報の発令基準に該当する場合であって、かつ、強風注意報が発令されている場合に発令することを考えています。

○岩崎雅秋委員

では、その罰則規定はあるのでしょうか。

○小口修平予防課長

この火の使用制限に従わない場合の罰則規定はもう既にある規定でございますけれども、林野火災警報を含む火災警報の発令時に火の使用制限に違反した者については、30万円以下の罰金または拘留の罰則、これは消防法で科せられる規定でございます。林野火災注意報の発令時においては、火の使用の制限に努めていただく、努力義務となっております。

○岩崎雅秋委員

山林は他市と地続きでありますので、本市だけ改正しても効果は薄いと考えております。近隣他市とも同じようなこの内容で一部改正を今回するのかどうか、お答えください。

○小口修平予防課長

和泉葛城山系でつながります和泉市や貝塚市も今回の12月議会で同様の条例改正を実施すると聞いております。また、今般の条例改正に先立ちまして、近隣消防本部と会議を行い、発令基準の気象条件であるとか、実際に発令する前に情報を共有することについて確認しております。また、市境界を接する和歌山県の消防本部とも情報交換しながら進めています。

○岩崎雅秋委員

実際に山火事が発生したときの他市との連携も含めた強力な体制づくりを要望し、終わります。

○殿本マリ子委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

それでは、議案第92号の質疑を終結します。

次に、議案第93号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○池内正彰生涯学習部長

議案書の75ページをお願いいたします。

議案第93号岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

改正の理由ですが、岸和田市立公民館及び青少年会館再編第1期実施計画に基づき、高齢者ふれあいセンター朝陽の施設を更新した後にふれあい光陽公民館を設置し、当該センターと光陽地区公民館の機能を集約させることとしたほか、施設の老朽化等に伴い、久米田青少年会館を廃止することとしたことから、関係する規定の整備を図ろうとするものです。

改正の内容につきましては、77ページをお願いいたします。

第2条の表及び別表第1項の表の久米田青少年会館の項を削除するとともに、光陽地区公民館の項をふれあい光陽公民館に改め、それに伴い、位置及び室名、使用料を変更いたします。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとし、岸和田市立高齢者ふれあいセンター条例については廃止することとしたほか、所要の経過措置を講ずることとするものです。

○殿本マリ子委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○海老原友子委員

光陽地区公民館の機能集約については、住民の理解とかの上で進められていることは理解しているんですが、久米田青少年会館の閉館についてはいろいろ意見があったとお聞きしていますが、この件についても

経過とかを教えていただけたらと思います。

○長谷川真紀生涯学習課長兼市立公民館長

久米田青少年会館の閉館につきましても、地元の皆様と協議を重ねまして、御賛同いだいたところでございます。

○海老原友子委員

今まで久米田青少年会館を利用された方は、今後どのような活動というか、その辺の不都合とかということは、もう全く心配なくということでおろしいんでしょうか。

○長谷川真紀生涯学習課長兼市立公民館長

第1期実施計画書にもございますように、久米田青少年会館の機能の集約は、山直市民センター内にございます山直地区公民館への機能集約ということを目指しておりますので、利用者の皆様につきましても説明会等を実施させていただきまして、山直地区公民館に新しい活動の場を移していくだくということで皆様の御了解を頂いております。

○海老原友子委員

分かりました。

○殿本マリ子委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

それでは、議案第93号の質疑を終結します。

次に、議案第103号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○池内正彰生涯学習部長

議案書103ページをお願いいたします。議案第103号指定管理者の指定について、岸和田市立体育館・運動広場等、生涯学習部から御説明いたします。

施設の名称は岸和田市立体育館・運動広場等で、指定の相手方はきしわだホップパークパートナーズ、指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間といたしたいものでございます。

各施設は、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資するために設置するもので、そのうち岸和田市立体育館については、総合体育館、中央体育館の2施設、運動広場等については、牛ノ口公園運動広場、久米田公園運動広場、葛城運動広場、春木運動広場、八木運動広場の5施設と、牛ノ口公園テニスコート、野田公園テニスコート、春木台場テニスコート、葛城テニスコートの4施設となります。

また、今回の公募に当たりましては、建設部公園緑地課所管の中央公園や浜工業公園、南公園と併せて実施した結果、3事業者から応募があり、岸和田市指定管理者審査委員会での選定結果を受け、きしわだホッとパークパートナーズを指定管理者候補者として決定したものです。

なお、指定管理者候補者の概要については、御配付しております資料のとおりです。

○殿本マリ子委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○昼馬光一委員

今回の募集では3事業者からの応募があったということですが、指定の相手方であるきしわだホッとパークパートナーズについて、どのような事業者の構成なのか、お答えください。

○仲村英ニスポーツ振興課長

きしわだホッとパークパートナーズにつきましては、住友林業緑化株式会社、美津濃株式会社、ミズノスポーツサービス株式会社、株式会社サクセスの4つの事業者で構成されているところです。

○昼馬光一委員

スポーツ施設の管理について、現在の指定管理者と事業者の構成は変わるのでしょうか。

○仲村英ニスポーツ振興課長

スポーツ施設の管理につきましては、主に現在の指定管理者でもあります美津濃株式会社とミズノスポーツサービス株式会社が引き続き行うことになっております。

○昼馬光一委員

それでは、スポーツ施設の管理について、お答えできる範囲で構いませんが、今回の事業者提案はどのような内容だったのででしょうか。

○仲村英ニスポーツ振興課長

事業者からの提案につきましては、スポーツ施設と公園施設の各種サービスを一体化した専用のホームページの作成であったり、新たなユーチューブチャンネルの開設のほか、様々なスポーツの運動解析ができるAIカメラの導入であったり、さらには最新のトレーニングマシンへの入替えや個別指導による取組などが提案されているところです。

○昼馬光一委員

いずれにしても、使用者側に立った対応を要望いたしまして、私の質問を終わります。

○殿本マリ子委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

それでは、議案第103号の質疑を終結します。

以上で付託議案の質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

直ちに付託議案を採決します。

議案第86号、議案第92号、議案第93号及び議案第103号の以上4件につきまして、原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議ないようですので、本各件は原案
を可とすることに決しました。

最後に、委員会の報告はいかがいたしま
しょうか。

〔「正副委員長に一任」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきま
す。

以上で文教民生常任委員会を閉会いたし
ます。

(以 上)